



税務研修会(インボイス制度)を開催

11月25日、飛騨法人会高山南支部と共催で、税務研修会を開催し、25名の方が受講されました。研修会では、高山税務署の中荒江上席が令和5年10月1日から導入される「インボイス制度」の仕組みや現制度との変更点等について説明され、受講者からは導入の背景や負担増に対する支援策等について質問が出されました。



では消さない
だから…
免税事業者

インボイス制度(適格請求書等保存方式)の概要

インボイス(適格請求書)とは

令和5年10月1日以降は、適格請求書発行事業者登録制度の運用が始まり、原則として「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書等(インボイス)」の保存が、消費税の仕入税額控除の要件となります。

適格請求書発行事業者の登録

適格請求書を発行できる事業者は、納税地を所管する税務署長に申請し「適格請求書発行事業者」として登録を受けた事業者に限られます。免税事業者は登録を受けることはできませんが、課税事業者を選択することで適格請求書発行事業者の登録を受けることができます。

登録をしないとどうなるか

消費税は、①売上げで相手から預かった消費税(仮受消費税)と②仕入れ、経費で支払った消費税(仮払消費税)の差額が納める消費税となります。しかし、令和5年10月1日からは適格請求書等を行うことのできない事業者への仮払消費税が、納付消費税を計算する際に引けなくなってしまいます。つまり、「適格請求書発行事業者」として登録をして「適格請求書等」を発行しないと、取引から除外されてしまう恐れがある、ということです。

登録のスケジュール

登録の申請受付はすでに始まっています。令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者」として登録されるためには、原則として令和5年3月31日までに申請することが必要です。

2021カウントダウン大感謝祭開催

高山南商工会商業部会では、12月10日(金)から31日(金)までの歳末商戦の期間、高山市の産業団体等消費活性化策支援事業補助金を活用して「2021カウントダウン大感謝祭」を実施します。

期間中のお買物1000円(店舗によっては500円)毎に、ポイントシールを1枚進呈します。ポイントシールを5枚貼った台紙は、そのまま500円の商品券として使用できるものです。



10月分以降の月次支援金・岐阜県売上減少事業者支援金の申請

10月以降は高山市を対象区域とする緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」等の要請は出されていませんが、引き続き、県から要請のあった地域にある事業者等と取引があり、売上に影響があった事業者は申請することができる場合があります。詳しくは月次支援金事務局又は岐阜県のホームページをご覧ください。

CO₂センサー購入費用が助成されます

岐阜県では、飲食店における飛沫感染防止のため、CO₂センサーの購入費を助成されます。

- 応募期間 令和4年1月14日(金)まで
対象者 県内で飲食店を営む事業者
※ホテル・旅館は対象外
補助金額 購入費の実費(2万円上限)
※消費税を除く
補助対象 令和2年5月14日～令和4年1月14日までに購入したCO₂センサーの購入費
※1店舗1台まで
お問合せ 岐阜県感染症対策調整課
☎058-216-6267

ものづくり補助金公募開始 (一般型・グローバル展開型)

中小企業が経営革新のための設備投資等に活用していただけます。

◇経営革新の種類

新商品(試作品)開発・新たな生産方式の導入
新役務(サービス)開発・新たな提供方式の導入

◇補助限度額 一般型 1,000万円
グローバル展開型 3,000万円

◇補助率 1/2

※低感染リスク型ビジネス枠・小規模事業者は2/3

詳しくは



ものづくり補助金

検索

小規模事業者持続化補助金を活用して販路開拓等に取り組みませんか

【一般型】

小規模事業者が直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助するものです。

【対象経費】

①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費 ⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費

【補助金額】

補助上限額:50万円(補助率2/3)
高山市の特定創業支援事業を受け、2020年以降開業した事業者は補助上限額が100万円

【申請期限・事業実施期間】

第7回…2022年2月4日(金) 消印有効
事業:交付決定日~2022年11月30日(水)

【申込方法】

郵送または電子申請

どちらも、給与支給総額の増加または事業場内最低賃金の引き上げについて、従業員に表明している小規模事業者は、優先的な採択が行われる「賃金引上げ枠(プラン)」に応募することができます。

【低感染リスク型ビジネス枠】

新型コロナウイルス感染症の感染防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行い、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産性プロセスの導入等の取組を支援するものです。

【対象経費】

補助対象経費の全額が対人接触機会の減少に資する取組となる必要があります。

①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費(オンラインによる展示会等に限る)④開発費、⑤資料購入費、⑥雑役務費、⑦借料、⑧専門家謝金、⑨設備処分費、⑩委託費、⑪外注費、⑫感染防止対策費

【補助金額】

補助上限額:100万円(補助率3/4)

【申請期限・事業実施期間】

第5回…2022年1月12日(水) 17:00
事業:交付決定日~2022年10月31日(月)
第6回…2022年3月9日(水) 17:00
事業:交付決定日~2022年12月31日(土)

【申請方法】

Jグランツ(補助金申請システム)のみ
GビズIDプライムアカウントの取得が必要です。

まずは高山南商工会に相談してください。

売上回収・取引契約

消費者からのクレーム

労働契約・賃金

事業承継・相続

無料法律相談会

岐阜県商工会連合会では、事業を行う上での様々なトラブルに対し弁護士がアドバイスを行う相談会を定期的に開催しています。今年度の残りの相談日は次のとおりですので、希望がある場合は、お早めに高山南商工会にご連絡ください。

◆日時

12月8日(水)/12月21日(火)/1月18日(火)
2月1日(火)/2月15日(火)/3月8日(火)
午後1時~5時(1人50分以内)

◆会場

OKBふれあい会館又はZoomオンライン相談

◆定員

各回 先着4名

資金融資のご案内

◇融資の上限額

2000万円

◇返済期間

運転資金 7年以内(元金据置1年以内)
設備資金 10年以内(元金据置2年以内)

◇担保・保証人

不要 ※信用保証協会の保証も不要

◇利子

年利 1.21%(R3.11.1現在)
※1年間、高山市の利子補給が受けられます

融資実行までに約3週間かかりますので、お早めにご相談ください。

新規加入会員のご紹介

令和3年5月から11月の間に、新たに会員となっていたいただいた事業所をご紹介します。

田島工房(製造業) 朝日町甲
entrancel291(サービス業) 朝日町青屋

高山南商工会

<https://www.gifushoko.or.jp/takayamaminami/>

本所 ☎52-3460
e-mail:t-minami@ml.gifushoko.or.jp
朝日支所 ☎55-3529

雇用保険法関連

雇用保険マルチジョブホルダー制度の新設（令和4年1月1日施行）

雇用保険マルチジョブホルダー制度とは

従来の雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間20時間以上かつ31日以上雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。

これに対し、**雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して以下の適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者(マルチ高年齢被保険者)となることのできる制度です。**

マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合には、一定の要件を満たせば、高年齢求職者給付金(被保険者であった期間に応じて基本手当日額の30日分または50日分の一時金)を受給することができるようになります。

雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者

マルチ高年齢被保険者となるには、労働者が以下の要件をすべて満たす必要があります。雇用保険マルチジョブホルダー制度の場合、雇用保険の適用には本人の申出が必要です。加入後の取扱いは通常の雇用保険の被保険者と同様で、**任意脱退はできません。**

- ① 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- ② 2つの事業所(1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満)の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ③ 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること

基本的な手続きの流れ

通常、雇用保険資格の取得・喪失手続きは、事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する**本人が手続きを行う必要**があります。

事業主は、本人からの依頼に基づき、手続きに必要な証明(雇用の事実や所定労働時間など)を行ってください。これを受けて、本人が、適用を受ける2社の必要書類を揃えてハローワークに申し出ます。

なお、電子申請での届出はできませんのでご注意ください。

事業主の注意点

- ・ 労働者からマルチジョブホルダーの手続きに必要な証明を求められた場合は、**速やかに対応**してください。
- ・ 雇用保険の成立手続きが済んでいない場合は、別途手続きが必要になります。
- ・ マルチジョブホルダーが申出を行ったことを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など、**不利益な取扱いを行うことは法律上禁じられています。**
- ・ マルチジョブホルダーがマルチ高年齢被保険者の資格を取得した日から**雇用保険料の納付義務が発生**します。

雇用保険マルチジョブホルダー制度に関するお問合せは

岐阜労働局職業安定課 ☎058-275-1311
ハローワーク高山 ☎0577-32-1144



1 雇用環境整備、個別周知・意向確認措置（令和4年4月1日施行）

● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいとされています。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口設置）
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

● 妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

◆周知事項

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度
- ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先
- ③ 育児休業給付に関すること
- ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い

◆個別周知・意向確認の方法

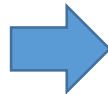
- ① 面談(オンライン可) ② 書面交付 ③ FAX ④ 電子メール等のいずれか
- ※③④は労働者が希望した場合のみ



2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和（令和4年4月1日施行）

現 行

- (育児休業の場合)
- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
 - (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない



令和4年4月1日～

就業規則等を見直しましょう

(1)の要件を撤廃し、(2)のみに

- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い
- (引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可)
- ※育児休業給付についても同様に緩和

3 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設

4 育児休業の分割取得

(令和4年10月1日施行)

就業規則等を見直しましょう

	育休制度(現行)	育休制度(R4.10.1～)	産後パパ育休(R4.10.1～) 育休とは別に取得可能
対象期間 取得可能日数	原則、子が1歳 (最長2歳)まで	原則、子が1歳 (最長2歳)まで	子の出生後8週間以内に、4週間まで取得可能
申出期限	原則、1か月前まで	原則、1か月前まで	原則、休業の2週間前まで
分割取得	原則、分割不可	分割して2回取得可能 ※取得の際にそれぞれ申出	分割して2回取得可能 ※初めにまとめて申し出ることが必要
休業中の就業	原則、就業不可	原則、就業不可	労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能※労使協定を締結している場合
1歳以降の 延長	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定	育休開始日を柔軟化	<p>◆◆相談窓口はこちら◆◆ 岐阜労働局雇用環境均等室 ☎058-245-1550 受付時間:平日9時～16時30分</p>
1歳以降の 再取得	再取得不可	特別な事情がある場合に 限り再取得可能	